

# 富山県警察教養規則

富山県警察教養規則を次のように定め、公布する。

平成13年12月 1 日

富山県公安委員会規則第12号

富山県警察教養規則

富山県警察教養規則（昭和36年富山県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）第6条第2項の規定に基づき、富山県警察職員（以下「職員」という。）に対する警察教養に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施上の留意事項）

第2条 富山県警察本部長（以下「本部長」という。）は、職員が適正に職務を遂行できるよう警察教養の実施において、職員の品性を陶冶し、職員たるにふさわしい人格の養成に努めなければならない。

（本部長への委任）

第3条 この規則の実施に関し必要な事項については、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。